

公金紛失事件に関する戒告処分について

当町で平成29年7月3日及び平成30年3月6日に発生した公金紛失事件について、当町長は、当時の税務課納税班再任主査に対し、「公金紛失との関わりが深い」との理由で、戒告処分としました。

しかしながら、同再任主査が故意又は過失により公金を紛失したとの事実は確認できませんでしたので、その旨公示いたします。

令和2年8月19日

涌谷町長 遠藤 稔 雄